

第9期介護保険料の決め方（知立市）令和8年度分

第1号被保険者

65歳以上の方の保険料

- 65歳以上の方の保険料は、市町村の介護サービス費用がまかなえるよう算出された、「基準額」をもとに決まります。また、介護保険事業計画の見直しにともなって3年ごとに見直しが行われます。

知立市の基準額 5,760円（月額）

- 介護保険料の金額はその「基準額」をもとに、所得によって17段階の保険料に分かれます。

所得段階 ※3		調整率	所得段階別の保険料 （年額※2）
本人 非課税	第1段階 ●生活保護を受給している人 ●世帯全員が市民税非課税で老齢福祉年金を受けている人 ●世帯全員が市民税非課税で本人課税年金収入額とその他の合計所得金額※1の合計が82.65万円以下の人	0.285	19,600円
	第2段階 世帯全員が市民税非課税で、本人課税年金収入額とその他の合計所得金額の合計が82.65万円を超え、120万円以下の人	0.485	33,500円
	第3段階 世帯全員が市民税非課税で、本人課税年金収入額とその他の合計所得金額の合計が120万円超の人	0.685	47,300円
	第4段階 本人が市民税非課税で、世帯の中に市民税課税者があり、本人課税年金収入額とその他の合計所得金額の合計が82.65万円以下の人	0.90	62,200円
	第5段階 本人が市民税非課税で、世帯の中に市民税課税者があり、本人課税年金収入額とその他の合計所得金額の合計が82.65万円超の人	1.00	69,100円
本人 課税	第6段階 合計所得金額が120万円未満の人	1.20	82,900円
	第7段階 合計所得金額が120万円以上210万円未満の人	1.30	89,800円
	第8段階 合計所得金額が210万円以上320万円未満の人	1.50	103,600円
	第9段階 合計所得金額が320万円以上420万円未満の人	1.70	117,500円
	第10段階 合計所得金額が420万円以上520万円未満の人	1.90	131,300円
	第11段階 合計所得金額が520万円以上620万円未満の人	2.10	145,100円
	第12段階 合計所得金額が620万円以上720万円未満の人	2.30	158,900円
	第13段階 合計所得金額が720万円以上850万円未満の人	2.40	165,800円
	第14段階 合計所得金額が850万円以上1,000万円未満の人	2.50	172,800円
	第15段階 合計所得金額が1,000万円以上1,500万円未満の人	2.60	179,700円
	第16段階 合計所得金額が1,500万円以上2,000万円未満の人	2.70	186,600円
	第17段階 合計所得金額が2,000万円以上	2.80	193,500円

※1:合計所得金額は、前年の所得の合計で、所得控除を差し引く前の額のこと。ただし、長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控除がある場合は適用後の額を用いる。その他の合計所得金額は、合計所得金額から年金収入に係る所得を控除した額のこと。

※2:公費による保険料の軽減を実施した後の保険料の負担割合及び金額。

※3:令和7年税制改正により給与所得控除の最低保証額が引き上げられたが、介護保険制度の安定的な運営および急激な負担変動を避けるため、令和8年度の算定においては改正前の控除額に調整して計算を行う。